

独立行政法人地域医療機能推進機構 業務方法書（案）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 業務の方法に関する事項（第 4 条－第 6 条）
- 第 3 章 業務の委託に関する基準（第 7 条）
- 第 4 章 契約に関する基本的事項（第 8 条－第 9 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

（業務の執行）

第 2 条 地域医療機構の業務は、通則法及び独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成 17 年法律第 71 号。以下「機構法」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

（業務運営の基本方針）

第 3 条 地域医療機構は、機構法第 3 条の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。

第 2 章 業務の方法に関する事項

（地域医療機構の行う業務）

第 4 条 地域医療機構は、機構法第 13 条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 病院の設置及び運営並びにその附帯業務
- 二 介護老人保健施設の設置及び運営並びにその附帯業務
- 三 看護師養成施設の設置及び運営並びにその附帯業務

2 地域医療機構は、前項第一号から第三号までに掲げる業務を行うために設置する施設については、新設しないものとする。

3 地域医療機構は、第一項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、介護保険法第 115 条の 47 第 1 項の規定により市町村の委託を受けて行う同法第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業に係る業務その他同法に規定する事業であって厚生

労働省令で定めるものに係る業務を行うことができる。

(緊急時の厚生労働大臣の要求)

第5条 地域医療機構は、機構法第21条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から機構法第13条第1項第1号又は第2号の業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

(施設の譲渡)

第6条 地域医療機構は、機構法第14条を踏まえた譲渡に係る機構の方針を整理し、譲渡を行う際には同条を踏まえた適切な対応を行う。

第3章 業務の委託に関する基準

(業務の委託)

第7条 地域医療機構は、他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を、委託することができる。

2 地域医療機構は、委託先の選定に当たっては、受託の実績、財務内容、保有する設備等の状況、当該業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案しつつ、委託費の縮減等に十分に配慮するものとする。

3 地域医療機構は、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

第4章 契約に関する基本的事項

(調達契約に関する基本的事項)

第8条 地域医療機構は、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、競争入札を実施するなど品質の向上、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。

2 地域医療機構は、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、契約過程の透明性及び効率性の向上を図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(会計規程への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他の地域医療機構が行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成26年4月1日から適用する。